

地域医療介護総合確保基金

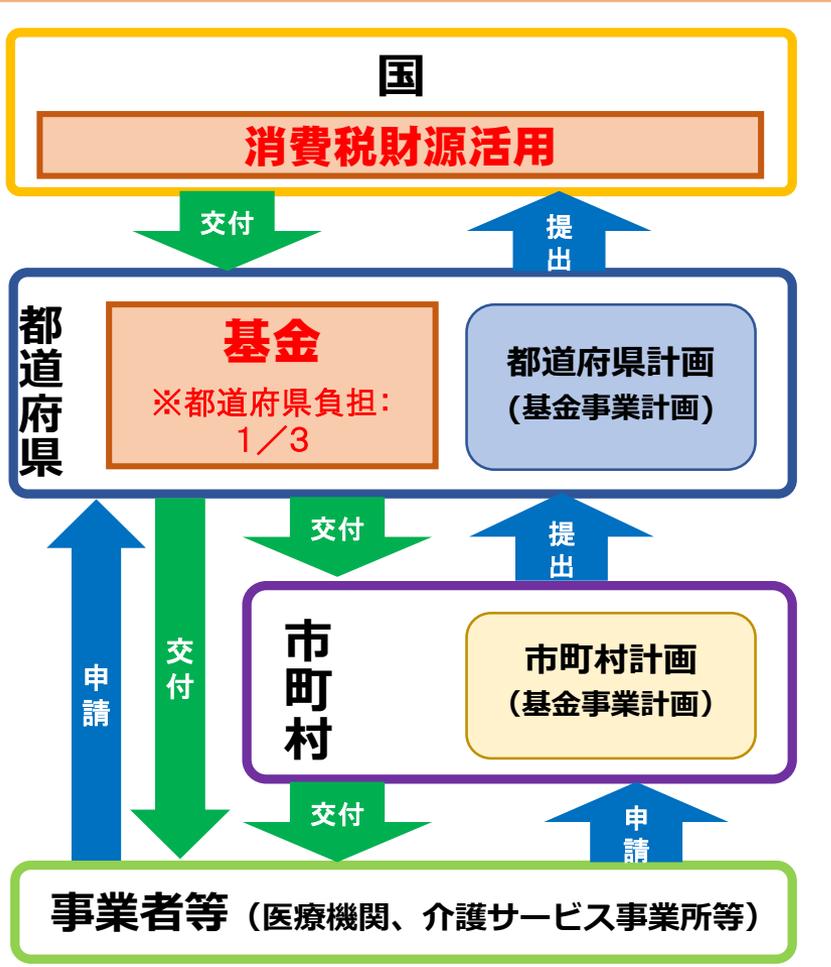
(基金の概要及び主な実施事業の紹介)

北海道 保健福祉部 地域医療課ホームページもご参照下さい。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkikin/index2.htm>

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、**消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置**。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 医療従事者の確保に関する事業
- 4 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 平成26年度においては、医療関係事業(1~3)を対象として**総額904億円**、平成27年度においては、介護を含むすべての事業(1~5)を対象として、**医療分904億円、介護分724億円**。

※ **法律に基づき恒久的に設置される基金**であるが、基金総額は、毎年国の予算編成議論のなかで決定。**(道負担:1/3)**

※ 道素案は、関係団体等から提案募集を行ったうえで策定。道への配分額は、毎年厚労省からのヒアリング等を経て決定。(平成26年度:**37.3億円**)

平成27年度に実施する主な事業の概要

① 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

○ 地域医療構想（ビジョン）の策定を見据え、病床機能分化・連携を促進するため、各医療機関が実施する病床機能の再編などの整備に対して支援します。

- ・ 急性期病床から回復期病床（地域包括ケア病床を含む）等への転換支援
- ・ **介護保険施設、サ高住への転換支援**

（病床機能の転換）

区分	内容	補助基準額	補助率
施設整備	病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の新築・改築・改修	454万円× 転換後病床数	1/2
設備整備	病床機能転換に必要な医療機器等整備	1,080万円	

（介護保険施設等への転換）

区分	内容	補助基準額	補助率
施設整備	一般病床から介護保険施設等へ転換するために必要な増改築・改修	239万円× 転換病床数	1/2
設備整備	機能転換に必要な機器等の整備	1,080万円	

② 患者情報共有ネットワーク構築事業

- 病病・病診間等で患者情報を共有するネットワークを構築することにより、医療機関等連携機関相互における役割分担、連携の推進、救急医療等の効率化等を図ります。

※介護サービス事業者を含んだ形でのネットワーク構築も対象

区分	概要	補助基準額	補助率
患者情報共有ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステムを構築 ・既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大 	1 病院等当たり 3,000万円 1 診療所等当たり 2,000万円	1/2
診療情報の防災用バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバを整備 	1,200万円	

③ 遠隔医療促進モデル事業

- **遠隔地の医療機関につき、ビデオ会議システムを活用して支援を行う**ことにより、医療の地域格差解消や医療の質及び信頼性の確保を図る取組に対して支援します。

(設備整備事業)

区分	対象経費	補助基準額	補助率
遠隔地の医療機関をビデオ会議システムを活用して支援する医療機関	遠隔医療促進モデル事業に必要な備品購入費 (取付工事料を含む)	300万円	1/2 以内
遠隔地の医療機関をビデオ会議システムを活用して支援を受ける医療機関	遠隔医療促進モデル事業に必要な備品購入費 (取付工事料を含む)	200万円	

(遠隔相談事業)

区分	対象経費	補助基準額	補助率
この補助金によりビデオ会議システムを導入した医療機関を支援する医療機関	遠隔相談の実施に必要な経費(給料、需用費、通信運搬費、使用料等)	6,000円/時 (1週間の上限: 5時間)	10/10 以内

④ 医師事務作業補助者導入支援事業

- 医療機関の勤務医の業務負担を軽減するため、医師事務作業補助者（医療クラーク）を新たに配置した場合等の費用について支援します。

補助対象	補助対象要件等
<p>新たに医師事務作業補助者を配置する医療機関</p> <p>※<u>診療報酬（医師事務作業補助体制加算）の届出可能な病院及び特定機能医病院は補助対象外</u></p>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>平成27年度に新たに配置する補助者の人件費及び研修費の一部を補助</u>する・ 補助者を配置してから<u>最長24ヶ月間補助</u>する・ 補助者は<u>2名まで配置可能</u>で、<u>雇用形態を問わず</u>、業務に専従する者であれば院内異動による配置も補助対象とする・ 補助額：1人あたり月額25万円×1/2=<u>12万5千円</u>・ 診療報酬と同じ項目（関連法規、個人情報保護等）に係る研修（院内・院外を含む）を配置後6ヶ月以内に実施すること・ 補助者を配置している期間中を目途に、医療従事者の<u>勤務環境改善に資する計画を講ずる</u>こと

平成27年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金の概要

1 目的

急性期から回復期、在宅に至るまで、切れ目のないサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進することを目的とする。

2 補助内容

(1) 急性期病床から回復期病床転換などを行う施設・設備整備

	施設整備	設備整備
補助対象	H27年度に実施する急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)などへの病床転換のための施設整備及びそれに伴う設備整備費	
補助対象経費	病床転換に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等)	病床転換に伴い必要となる医療機器の備品購入費
補助額	25㎡×181,600円※ ×転換する病床数×1/2以内 ※鉄筋コンクリートの場合	1カ所当たり 10,800千円×1/2以内

(2) 一般病床から介護保険施設等への機能転換を行う施設・設備整備

	施設整備	設備整備
補助対象	H27年度に実施する一般病床から介護保険施設等への機能転換するための施設整備及びそれに伴う設備整備	
補助対象経費	介護保険施設等への機能転換に必要な施設の増改築・改修に要する工事費又は工事請負費(居室、浴室、廊下、便所等)	介護保険施設等への機能転換に伴い必要となる機器の備品購入費
補助額	2,390,000円×転換する病床数 ×1/2以内	1カ所当たり 10,800千円×1/2以内

3 留意事項

事業期間	複数年度に跨がる事業計画の場合は、事前に相談すること。
契約	建設工事の請負契約については、各法人等の定款や経理規定に基づくと共に、競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠すること。
整備病床数	地域医療構想策定前に行う病床転換については、現状明らかに不足する病床について補助できるとされていることから、整備病床数について、地域のデータを求めることがある。
介護保険施設等整備に係る事前協議	介護保険施設等(ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、サービス付き高齢者向け住宅など)は、介護保険事業計画に基づき整備(一部除く。)されているので、 <u>市町村に整備計画を事前に協議すること。</u> ※一部計画外の施設もあるが、協議の可否を必ず確認すること。

別紙様式 1

病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金 事業計画書

病院名			
担当部署		電話	
担当者職・氏名		e-mail	

1 病床転換計画

急性期病床	_____床のうち	_____床を	回復期病床	へ転換
[_____]			[_____]	

※[] 内は算定する（予定）の入院基本料・特定入院料を記入して下さい。

【例】 急性期病床 100 床のうち 15 床を 回復期病床 へ転換
 [7対1入院基本料] (総数) (転換数) [回復期Ⅱ病棟入院料Ⅱ]

2 介護保険施設等機能転換計画

一般病床	_____床のうち	_____床を	介護保険施設等	へ転換
[① _____]			[② _____]	

※[①] 内は現在算定している入院基本料・特定入院料を記入して下さい。

※[②] 内は、整備する介護保険施設等の施設種別を記入して下さい。

【例】 一般病床 50 床のうち 20 床を 介護保険施設等 へ転換
 [① 13対1入院基本料] (総数) (転換数) [② サービス付き高齢者向け住宅]

3 建設工事について

実施の有無	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
事業種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 改修
事業期間	着工： 年 月 日 ~ 竣工： 年 月 日

※実施する場合、別紙様式 2 も併せて提出して下さい。

4 機器購入について

実施の有無	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
事業実施時期	年 月頃

※実施する場合、別紙様式 3 も併せて提出して下さい。

5 事業の必要性

※地域・病院の現状や課題を踏まえた上で、病床転換又は、介護保険施設等機能転換を実施する必要性を記載して下さい。

建設工事計画書

事業の名称		病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金			区分	費	目	面	積	単	価	金	額	備	考
開設者(設置者)		施設名所在地			補助対象外事業分				m ²		円		円		
1 施設の規模及び構造等															
敷地の状況		敷地面積 m ² (自己所有地、借地、借入(予定)地の別)													
事業の種別		(新築、改築、改修の別)													
建物の構造及び面積		(造)○階建	建築面積 m ²	延面積 m ²											
2 施工状況															
工事の施工方法		(直営・請負の別)													
施工期間		着工 平成 年 月 日～ 竣工 平成 年 月 日													
3 整備費内訳															
小計															
区分	費	目	面	積	単	価	金	額	備	考	合計				
補助対象事業分			m ²	円	円		4 財源内訳								
							区	分	金	額	備	考			
									円		(内 訳)				
							(1) 本補助金								
							(2) 他補助金								
							(3) 地方債								
(4) 寄付金															
(5) その他															
計															
5 その他参考事項															
小計															

別紙様式 3

機 器 購 入 計 画 書

病院名

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価 (円)	金 額 (円)	設 場 置 所	備 考
1 補助対象事業分							
小 計	—	—	—	—	0	—	
2 補助対象外事業分							
小 計	—	—	—	—	0	—	
合 計	—	—	—	—	0	—	

平成27年度患者情報共有ネットワーク構築事業 概要

1 事業目的

地域医療を担う医療機関の機能分化や連携、地域包括ケアシステムの構築のために、ICTを活用して、病院と診療所間など、関係機関で患者情報を電子的に共有して切れ目のない医療介護情報連携を行い、継続した質の高い連携を図ること、浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ること等を目的とする。

2 補助対象者

- (1) 患者情報共有ネットワーク構築事業
市町村、病院又は診療所の開設者
- (2) 防災用診療情報バックアップ事業
病院の開設者

3 補助対象事業

- (1) 患者情報共有ネットワーク構築事業

地域医療を担う医療機関の機能分化や連携、地域包括ケアシステムの構築のために、ICTを活用して、病院と診療所間など、関係機関で患者情報を電子的に共有して切れ目のない医療介護情報連携を行うこととして、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.2版」（平成25年10月 厚生労働省）に準拠したシステムを導入する事業

なお、病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者、老人福祉法、介護保険法等に基づき高齢者福祉サービス事業を行う事業者が行う患者情報共有ネットワーク構築事業に対して、市町村又は病院の開設者が補助する事業であって、次の基準を満たす場合は、市町村又は知事が認める病院の開設者が補助する事業に対して予算の範囲内で補助する。

ア 地域設定

原則として、第二次医療圏の範囲内における事業であること。ただし、第二次医療圏の範囲を超える事業については、二次医療圏の範囲内における事業に要する経費のみを補助する。

イ 安全管理

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.2版」（平成25年10月 厚生労働省）に準拠したシステムを導入する事業であること。

- (2) 防災用診療情報バックアップ事業

浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、「診療録等の保存を行う場所について」（平成25年3月25日一部改正（医政発0325第15号、薬食発3025第9号、保発3025第5号））の内容を踏まえて、診療録等を電子媒体により外部保存を行う事業

4 補助基準額及び補助率

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
患者情報共有ネットワーク構築事業	(1) 市町村、病院 30,000千円 (2) 診療所 20,000千円	患者情報共有ネットワーク構築事業に必要な委託料、医療機器及び備品購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者内の情報システムの導入又は更新にかかる経費を除く。）	1/2以内
	(3) 3(1)なお書き以下の事業を行う市町村、病院 次の基準額に、ネットワーク参加機関数を乗じた額とする。 (1 機関あたり) 20,000千円	上記の経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費	
防災用診療情報バックアップ事業	12,000千円	防災用診療情報バックアップ事業に必要な委託料、医療機器及び備品購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者内の情報システムの導入又は更新にかかる経費を除く。）	1/2以内

平成27年度遠隔医療促進モデル事業 概要

- 1 目的
通信技術を活用して、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図ることを目的とする。
- 2 補助対象者
別表1及び2の第1欄に掲げる事業者であって、病院又は診療所の開設者
- 3 補助対象事業
 - (1) 設備整備事業
この補助金の目的を達成するために、ビデオ会議システム（カメラ、マイクが一体となった専用ハードウェア機器であって、パーソナルコンピュータ、スマートデバイス並びにそれらで動作するインターネット会議用ソフトウェア及びアプリケーションを除き、異機種間での相互接続性が可能なものに限る。）による遠隔医療の実施に必要な機器整備を行う事業
 - (2) 遠隔相談事業
この補助金の目的を達成するために、この補助金によりビデオ会議システムを導入した医療機関に対して、専門医等がビデオ会議システムを活用して相談・助言を行って支援する事業
- 4 補助対象経費
 - (1) 設備整備事業
別表1の第1欄に掲げる事業者区分別に、第3欄に定める経費
 - (2) 遠隔相談事業
別表2の第3欄に掲げる経費
- 5 その他
本事業は、今後、道が遠隔医療施策を展開するための検証材料という位置付けのもと、実施するものであり、事業実施中又は実施後、各種調査にご協力いただきますので、御留意ください。

別表1（設備整備事業）

1 事業者区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
遠隔地の医療機関をビデオ会議システムを活用して支援する医療機関	3,000千円	遠隔医療促進モデル事業に必要な備品購入費（取付工事料を含む。）	1/2以内
遠隔地の医療機関からビデオ会議システムを活用して支援を受ける医療機関	2,000千円	遠隔医療促進モデル事業に必要な備品購入費（取付工事料を含む。）	1/2以内

別表2（遠隔相談事業）

1 事業者区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
この補助金によりビデオ会議システムを導入した医療機関を支援する医療機関	6千円／時 1週間における時間数について、5時間を上限とする。	遠隔相談の実施に必要な経費（給料、需用費（消耗品費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）	10/10以内

事業計画書

事業者名	
担当者名	
連絡先	(電話番号、e-mailを記載)
今回実施したい事業の内容	
事業実施により見込む効果	
備考	

※ 「今回実施する事業等の内容」欄及び「事業実施により見込む効果」欄については、詳細かつ具体的に記載してください。

※ 備考欄には、ネットワーク接続する医療機関名を記入してください。

事業計画書

事業者名	
担当者名	
連絡先	(電話番号、e-mailを記載)
今回実施したい事業の内容	
事業実施により見込む効果	
備考	

※ 「今回実施する事業等の内容」欄及び「事業実施により見込む効果」欄については、詳細かつ具体的に記載してください。

※ 備考欄には、ネットワーク接続する医療機関名を記入してください。

事業計画書(詳細)

○ 事業の種類(事業名)	
--------------	--

品名	銘柄	規格	員数	単価 (円)	金額 (円)	設置 場所	連携先 医療機関
1 補助対象事業分(設備整備事業)					0 0		
	実施予定診療科目	支援対象医療機関	実施予定 総時間	補助基準額 (円)	補助予定額 (円)	連携先医療機関	
2 補助対象事業分(遠隔医療促進モデル事業における遠隔相談事業)				6,000	0		
小計	—	—	—	—	0	—	
3 補助対象外事業分							
小計	—	—	—	—	0	—	
合計	—	—	—	—	0	—	

※計画書は、1事業につき1枚作成してください。

※記載事項については、現時点で判明している限りで、具体的に記載してください。

※設備整備については、3月31日のうへ、検収を完了する必要があります。

※整備機器は、原則、一般競争入札を実施した上で導入しなければなりません。

ただし、特殊事情等により、入札によらないことが各機関内の財務規則等により認められる場合は、その限りではありません。

平成27年度医師事務作業補助者導入支援事業費補助金の概要

1 目的

医師の業務負担を軽減するため、新たに医師事務作業補助者（以下「補助者」という）を配置することにより、医療機関における勤務環境の改善を図ることを目的とする。

2 補助内容

H27年度に新たに配置する補助者の人件費及び研修費の一部を補助する。

当該補助事業による補助者の配置は2名まで可能で、雇用形態を問わず、業務に専従する者であれば院内異動による配置も補助対象とする。

補助対象	知事が必要と認めた医療機関の開設者。ただし、 <u>下記①～⑨に該当する医療機関を除く。（「医師事務作業補助体制加算」の届出可能な病院と特定機能病院は補助対象外です。）</u> ①「医師事務補助体制加算1又は2」届出病院、②第三次救急医療機関、 ③小児救急医療拠点病院、④総合周産期母子医療センター設置病院、 ⑤災害拠点病院、⑥へき地医療拠点病院、⑦地域医療支援病院、 ⑧申請前1年間の緊急入院患者数（救急搬送により緊急入院した患者及び当該病院を受診し緊急入院した患者の合計）が100名以上の医療機関、 ⑨特定機能病院
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（上記経費に該当するもの）、研修受講料
補助額	1人当たり月額250千円×1/2＝125千円（年度終了後に精算払）

3 補助者の業務内容

医師の指示の下に行う次の業務（診療報酬の「医師事務作業補助体制加算」と同じ）

診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業、行政上の業務
--

4 その他

補助者に対する研修	診療報酬の「医師事務作業補助体制加算」の要件とされている研修（関連法規、個人情報保護、病院で提供される医療内容、診療録等の記載・管理など、電子カルテシステム）と同じ項目の研修（院内・院外を含む）を配置後6か月以内に実施するものとする。
補助対象期間	補助者を配置してから最長24か月とし、途中で「医師事務作業補助体制加算」を届け出た場合は、算定開始月の前月分で補助を終了する。
医療勤務環境改善の取組	この補助金を受けようとする者は、本事業による補助者を配置している期間中を目途に、医療法第30条の14の規定に基づく医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針に沿って、医療従事者の勤務環境改善に資する計画を講ずるものとする。

医師事務作業補助者導入支援事業計画書

病 院 名	
申請前 1 年間の 緊急入院患者数	人（算出期間 年 月 日～ 年 月 日）

1 責任者・医師事務作業補助者配置計画

責任者職・氏名	所属：	職：	氏名：
---------	-----	----	-----

医師事務作業 補助者氏名	雇用形態	雇 用 期 間	1 週間の 勤務時間	業 務 内 容
(採用・異動の別) <input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 異動	<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派 遣	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	時間	<input type="checkbox"/> 文書作成補助 <input type="checkbox"/> 診療記録への代行入力 <input type="checkbox"/> 医療の質の向上に資する事務作業 <input type="checkbox"/> 行政上の業務
(採用・異動の別) <input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 異動	<input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 派 遣	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	時間	<input type="checkbox"/> 文書作成補助 <input type="checkbox"/> 診療記録への代行入力 <input type="checkbox"/> 医療の質の向上に資する事務作業 <input type="checkbox"/> 行政上の業務

各欄に記入若しくは口にチェックすること。

2 研修計画（実績）

項 目	時 期 (年月)	時間数	内 容 (院内・院外の別、研修名称、講師、内容等)
関連法規の概要			
個人情報保護			
当該病院の医療内容			
診療録等の記載・管理等			
電子カルテシステム			
合 計			

3 勤務環境改善に資する取組について

--

（勤務環境の現状と課題、スタッフ間の役割分担を推進するための委員会の開催状況や具体的取組、勤務環境改善計画の作成予定（実績）などを記載すること。）